

# デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.177 August 2017

Contents

## 税務情報

創業初期の科学技術型企業への投資に関する企業所得税優遇政策の公布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～ ..... 2

## 税務情報

商業健康保険に係る個人所得税の試験政策について ..... 4

中国業務に関する主なお問合せ先 ..... 7

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

## 税務情報

# 創業初期の科学技術型企業への投資に関する企業所得税優遇政策の公布 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

4月19日に開催された国务院常务会议にて、京津冀(北京市・天津市・河北省)、上海、広東、安徽、四川、武漢、西安、瀋陽を含む8つの全面イノベーション改革試験地域と蘇州工業園区(以下「試験地域」)における創業初期の科学技術型企業への投資を対象とする企業所得税優遇政策の試験的実施が決定された。これに続き、財政部、国家税務総局は財税[2017]38号<sup>1</sup>通達と国家税務総局公告2017年第20号<sup>1</sup>を公布し、政策実施の詳細について明確化した。関連の企業所得税優遇政策は2017年1月1日から、関連の個人所得税優遇政策は2017年7月1日から実施される。

### (1) 優遇政策の概要

上述の規定によれば、条件に合致する投資者が創業初期の科学技術型企業に対して持分投資方式の直接投資を行い、満2年(24カ月、以下同様)である場合、投資額の70%を投資者の課税所得額から控除できる。上述でいう投資は、創業初期の科学技術型企業に対する現金の直接支払による持分の取得に限定されており、その他の株主からの既存持分の譲受けを含まない。

投資者がパートナーシップ企業である場合、パートナーシップ企業が納税主体ではないため、パートナーである法人あるいは自然人が関連の優遇政策の適用を受けることになる。

#### 1) 条件に合致する投資者

条件に合致する投資者は、会社制あるいはパートナーシップ制のベンチャーキャピタル及び個人のエンジェル投資家などを含み、優遇政策の適用を受けるためには、下記の条件を満たさなければならない。

ベンチャーキャピタル	個人のエンジェル投資家
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 試験地域に登録されており、帳簿検査徴収方式で納税を行うベンチャーキャピタルである</li><li>■ 「ベンチャーキャピタル管理暫定弁法」(発展改革委員会等10部門令第39号)の規定、あるいは「私募投資ファンド監督管理暫定弁法」(中国証券監督管理委員会令第105号)におけるベンチャーキャピタル関連の特別規定に合致し、上述の規定に基づき届出を完了し、規定どおりに運営している</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 投資先である創業初期の科学技術型企業は試験地域に登録されている</li><li>■ 投資先である創業初期の科学技術型企業の従業員或いはその親族(配偶者、父母、子女、祖父母、孫、兄弟姉妹を含む。以下同様)ではなく、かつ当該企業と労務派遣などの関係を持たない</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 投資者は、投資先である創業初期の科学技術型企業の発起人ではない</li><li>■ 投資後の2年間において、投資者及びその関連者或いはその親族の所有する創業初期の科学技術型企業の持分比率は、合計で50%を下回っている</li></ul>	

#### 2) 創業初期の科学技術型企業

投資者が関連優遇政策の適用を受けるには、投資先である創業初期の科学技術型企業が下記の条件をすべて満たさなければならない。

- 中国国内(香港、マカオ、台湾を含まない)で登録されており、帳簿検査徴収方式で納税を行う  
(注:個人のエンジェル投資家が上述の優遇政策の適用を受けるには、投資先である創業初期の科学技術型企業は、試験地域に登録されていなければならない)
- 投資を受ける際の従業員数が200人以内であり、うち大学本科以上の学歴を持つ従業員が全体の30%以上である。投資を受ける際の資産総額と年間売上高はいずれも3,000万元以内である。従業員数と資産総額を計算する際、小型薄利企業の認定基準を参照して、投資を受ける前の連続12カ月の平均値で判定する
- 投資を受ける際、設立から5年(60カ月)以内である
- 投資を受ける際及び投資を受けてから2年以内に、国内外の証券取引所に上場しない

<sup>1</sup> 中国国家税務総局ウェブサイト(中国語)

- 投資を受けた年及び翌納税年度における研究開発費用対原価・費用総額の比率が20%を下回らない。その内、研究開発費用の集計方法は、研究開発費用の追加控除政策における関連規定に準拠する

### 3) 「満2年」の定義

投資期間に関する「満2年」の判定は、創業初期の科学技術型企業が投資を受け、かつ工商変更登記を完了した日から起算する。

留意点として、パートナーシップのベンチャーキャピタルが創業初期の科学技術型企業に投資する場合、投資期間に関する「満2年」の判定は、パートナーのベンチャーキャピタルに対する投資期間は問われず、当該ベンチャーキャピタルによる創業初期の科学技術型企業への投資期間を対象とする。

また、上述の通達において、「関連優遇政策の実施日以前の2年以内に発生し、実施日以降「満2年」となった投資は、その他の条件を満たした場合、優遇政策の適用を受けられる」と明確に規定された。

### 4) 控除可能な投資額

投資額の70%を課税所得額から控除できる。投資額は、投資者の創業初期の科学技術型企業に実際に払い込んだ金額に準拠する。パートナーシップ制のベンチャーキャピタルが創業初期の科学技術型企業に投資する場合、各パートナーによる投資額は、ベンチャーキャピタルが創業初期の科学技術型企業に実際に払い込んだ金額及び創業初期の科学技術型企業への投資期間が「満2年」となった当年度の年末時点における各パートナーのベンチャーキャピタルに実際に払い込んだ出資比率に基づき算定される。

### 5) 控除の制限

	控除対象の制限	控除しきれない部分を以降の年度に繰り越すことができるか否か
会社制のベンチャーキャピタル	無制限	繰越可能
パートナーシップ制のベンチャーキャピタルにおけるパートナー	ベンチャーキャピタルから配当を受けた経営所得に限られる 法人パートナーが複数の適格パートナーシップ制のベンチャーキャピタルに投資している場合、控除可能な投資額と配当所得を合算できる*	繰越可能
個人のエンジェル投資家	投資先である創業初期の科学技術型企業の持分を譲渡することで取得する課税所得に限られる	繰越可能 登録抹消・清算を行う創業初期の科学技術型企業の未控除分は、登録抹消・清算日以降の36カ月以内に、その他の創業初期の科学技術型企業の持分を譲渡することで取得した課税所得の控除に用いることができる

\*「国家税務総局：有限パートナーシップベンチャーキャピタルの法人パートナーに関する企業所得税関連問題についての公告」（国家税務総局公告2015年第81号）の規定に合致するパートナーシップ制ベンチャーキャピタルを含む。

## (2) デロイト中国の考察及びアドバイス

ベンチャーキャピタルとエンジェル投資家は、「大衆創業、万衆創新」を推進する上で、重要な役割を果たす資本勢力である。「国家創新駆動発展戦略綱要」の実施及び「大衆創業、万衆創新」の推進という背景のもと、国家によるベンチャーキャピタルと個人のエンジェル投資家を対象とする税収優遇政策の公布は、創業初期の科学技術型企業への投資の吸引力を高める助けとなり、科学技術型企業の発展を後押しする。

関連の投資者は、積極的に前述の優遇政策を把握し、既存及び潜在的な投資先に関する情報整理を行う必要がある。適格な投資先が存在する場合、早めに必要資料を作成し、規定どおり適時に届出手続を行うことで、優遇政策の適用を早期かつ十分に受けられるよう検討することができる。また、将来の投資計画において、投資収益率を引き上げるための手段として、前述の優遇政策を考慮に入れた投資案の作成を通じて、合理的な事業アレンジを作成することが推奨される。

# 税務情報

## 商業健康保険に係る個人所得税の試験政策について

2017 年上半期に商業健康保険の個人所得税政策に関わる通達及び公告が相次いで公布された。そこで、本稿では、関連する通達のポイントを解説する。

### 1. 背景

中国の個人所得税法上、企業が従業員のために負担する商業保険料（海外の社会保険料を含む）は、個人所得税の計算上、課税所得に加算しなければならないとされている。しかしながら、医療保険を含む商業保険事業の更なる発展のため、中華人民共和国財政部、国家税務総局、保険監督管理委員会は、2017 年 4 月 28 日「商業健康保険に係る個人所得税試験政策の全国範囲拡大に関する通知」（財税[2017]39 号通達、以下「39 号通達」と表記）を公布し、規定に適合する商業健康保険料に対しては、当年（月）度の課税所得額の計算時において、一定の限度内を課税所得から控除することを認めた。

その後 5 月 19 日、本件における監督管理を強化するため、国家税務総局は、「商業健康保険に係る個人所得税試験政策の拡大の関連徴収管理問題に関する通知」（国家税務局 17 号公告、以下、「17 号公告」と表記）を公布し、39 号通達の実務面の政策を明らかにした。

なお、39 号通達は 2017 年 7 月 1 日より施行されている。

### 2. 控除限度額

今回の改訂により、個人が規定に適合する商業健康保険を購入する場合、当年（月）の個人所得税課税所得を計算する際に、2,400 人民元／年（200 人民元／月）を限度に、その保険料を課税所得から控除することができるとなっている。

また、企業が従業員のために統一的に購入する商業健康保険に関する支出については、従業員それぞれの給与・賃金所得に加算すると同時に、個人の購入とみなし、前述の規定に従い当年（月）の個人所得税課税所得から控除することができる。なお、2,400 人民元／年（200 人民元／月）の控除限度額は、個人所得税法が規定する標準控除費用（3,500 人民元／月 または 4,800 人民元／月）とは別の、商業健康保険のみに対する控除限度額となる。したがって、2,400 人民元／年（200 人民元／月）の控除限度額を超える商業健康保険支出についてはこれまで通り課税所得に加算し、個人所得税を計算することとなる。

### 3. 適用対象者

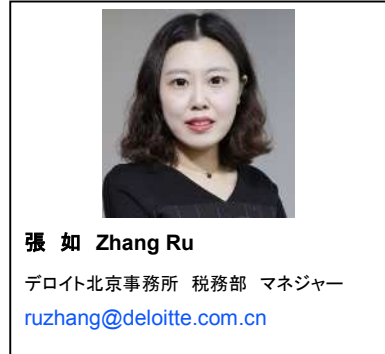
39 号通達および 17 号公告の規定により、商業健康保険において試験政策（所得控除）を享受できる対象者は以下の通り。

- ❖ 給与・賃金所得を取得する個人
- ❖ 連続する 3 か月以上（3 か月を含む）の期間において同じ組織より連続性労務報酬所得を取得する個人
- ❖ 個人事業者の生産経営所得、企業・事業単位に対する請負・賃貸経営所得を取得する個人事業者
- ❖ 個人独資企業投資者
- ❖ パートナーシップ企業の個人パートナー
- ❖ 請負・賃貸経営者

### 4. 控除が適用される商業健康保険

39 号通達の規定によると、「規定に適合する商業健康保険」は、主に以下の被保険者を対象とする。

- ❖ 公費医療および基本医療保険でカバーされない個人負担の医療費部分に対しての商業健康保険部分に対して給付を求めている被保険者
- ❖ 公費医療および基本医療保険でカバーされない個人負担の特定の高額医療費部分に対して給付を求めている被保険者
- ❖ 公費医療および基本医療保険に加入しておらず、個人負担医療費に対して給付を求めている被保険者



また、「規定に適合する商業健康保険」とは、39号通達によれば、保険会社が個人所得税優遇型健康保険ガイドおよび規範契約約款（39号通達の添付）に従い設計される健康保険と規定しているが、実務上は、企業または個人が商業健康保険を購入する際に保険会社に確認することが必要と考えられる。

#### 5. 商業健康保険を控除する場合の個人所得税申告

企業が従業員のために统一的に購入する、または企業と個人が共同で負担する商業健康保険の企業負担分は、当該従業員個人の給与・賃金のリストに入れ、個人の購入とみなし、保険購入の翌月より、200 人民元／月 を限度に控除することができる。

年間の保険料が 2,400 人民元を超過した部分は、個人所得税の課税所得より控除することができない。源泉徴収義務者は、当期において商業健康保険支出を『源泉徴収個人所得税報告表』または、『特定業種個人所得税年度申告表』の「控除項目」の「その他」欄に記入するほか、『商業健康保険控除情報明細表』（17号公告の添付様式）を追加で記入しなければならない。

なお、次年度以降に保険契約を更新する際にも、上記規定に従うべきとされている。また従業員個人が保険契約を解約する際、直ちに源泉徴収義務者に通知しなければならない。保険会社の側にも個人の保険解約に係る情報を税務機関に共有する義務があるとされている。

『商業健康保険控除情報明細表』の書式は添付を参照のこと。

添付：『商業健康保険控除情報明細表』（17号公告の添付様式）

商业健康保险税前扣除情况明细表

所属期： 年 月 日至 年 月 日 金额单位：人民币元（列至角分）

扣缴义务人（被投资单位）情况

名称	纳税人识别号
----	--------

商业健康保险税前扣除情况

序号	姓名	身份证件类型	身份证件号码	税优识别码	保单生效日期	年度保费	月度保费	本期扣除金额

谨声明：此表是根据《中华人民共和国个人所得税法》及有关法律法规规定填写的，是真实的、完整的、可靠的。

纳税人或扣缴义务人负责人签字： 年 月 日

代理申报机构（人）签章：  
经办人：  
经办人执业证件号码：  
代理申报日期： 年 月 日

主管税务机关受理章：  
受理人：  
受理日期： 年 月 日

国家税务总局监制

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか  
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### デロイトトーマツ合同会社

#### 本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6720-8341  
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋  
Tel: 052-565-5511  
滝川 裕介

#### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035  
只隈 洋一

### デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL: 03-6213-1180  
北村 史郎

### デロイト中国各拠点案内

#### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.  
Tel: +86-21-6141-8888  
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 牧 直文 / 石黒 泰時  
河原崎 研郎 / 大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 梨子本 暢貴

#### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 PRC.  
Tel: +86-411-8371-2888  
依藤 啓司

#### 広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,  
Guangzhou, 510623 PRC  
Tel: +86-20-8396-9228  
山野辺 純一 / 前川 邦夫

#### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC  
Tel: +86-512-6762-1238  
小松 大祐

#### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel: +86-451-8586-0060

#### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel: +86 28 6210 2383

#### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou, 310013, PRC  
Tel: +86-571- 2811-1900

#### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel: +86-592-2107-298

#### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel: +853-2871-2998

#### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel: 06-4560-6031  
藤川 伸貴 / 上田 博規 / 粟野 清仁

#### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6213-3800  
安田 和子 / 酒井 晶子

#### DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル  
Tel: 03-6870-3300  
鄭 林根

#### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza, 1 East Chang An  
Avenue, Beijing, 100738 PRC.  
Tel: +86-10-8520-7788  
三浦 智志 / 小池 裕二 / 五十嵐 大典 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

#### 天津事務所

45/F Metropolitan Tower, 183 Nanjing Road, Heping District  
Tianjin 300051 PRC.  
Tel: +86-22-2320-6688  
網永 敦 / 竹田 剛

#### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 PRC.  
Tel: +86-755-8246-3255  
矢川 浩章

#### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel: +852-2852-1600  
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

#### 瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue  
Shenhe District Shenyang, PRC  
Tel: + 86 (024) 6785 4068

#### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel: +86-531-8518-1058

#### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 PRC  
Tel: +86-23-6310- 6206

#### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel: + 86-25-5790 -8880

#### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel: + 86-27-8526-6618

## 発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346  
E-mail [chugoku@tohatsu.co.jp](mailto:chugoku@tohatsu.co.jp)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC